

広島県告示第八百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十七年広島県告示第五百九十八号で認可した広島圏都市計画下水道事業廿日市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業廿日市公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十七年広島県告示第五百九十八号の事業地に廿日市市八坂一丁目、八坂二丁目を追加し、同告示の事業地のうち宮内字鏡田、宮島口西一丁目地内において事業地を変更する。